

生産期間が毎年一月より五月迄で本年はすでに同屋と請負業者間に値段
の協定がなされた後で争議の解決は可なり困難と見られてゐたが去る十
七日に至り漸く両者に妥協案を見出し争議因平均二割の賃上を獲得して
本争議は幕を閉じた。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

昭和十一年一月二十日
大正十一年一月二十日
（以下は更に不可読な文字列）